

松川町リニア中央新幹線建設工事対策委員会〔第7回〕

平成31年1月24日(木) 午後7時00分

松川町役場 2階 大会議室

1. 開 会

2. あいさつ

- ・町長
- ・JR東海
- ・長野県

3. 正副委員長の選出

4. 会議事項

(1) 経過説明と現状の報告

① 生東地区の発生土置き場〔P 3～〕

② ガイドウェイヤード(松川インター企業団地)〔P 5～〕

(2) 建設発生土の活用先について(再依頼)〔P 8～〕

5. そ の 他

6. 閉 会

松川町リニア中央新幹線建設工事対策委員会 委員構成

(敬称略、順不同)

区分	氏 名	所 属 役 職 等	備 考
(1)	入野 雅貴	古町区会	
(1)	宮下 壽孝	上新井区会	
(1)	松澤 吉保	名子区会	
(1)	伊藤 正一	大島区会	
(1)	松尾 貢	上片桐区会	
(1)	鈴木 峰好	福与区会	
(1)	林 貞喜	部奈区会	
(1)	小椋 吉範	生東区会	
(2)	米山 俊孝	松川町議会 推薦	
(2)	坂本 勇治	松川町議会 推薦	
(3)	橋爪 和也	自然環境関係識見者	松川町環境審議会委員
(3)	寺沢 秀文	不動産関係識見者	
(4)	佐藤 清	松川町農業委員会 会長	
(4)	大島 慎男	JA みなみ信州松川支所 経営委員長	
(4)	小澤 文人	松川町商工会 会長	
(4)	中島 芳夫	松川町商工会 建設業部会長	
(4)	宮下 彰	南信州まつかわ観光まちづくりセンター 理事長	
(4)	北林 誠	松川町交通安全協会 会長	
(4)	清水真規子	松川町交通安全協会 女性部長	
(4)	小林 幸彦	松川町交番 所長	
(4)	—	松川町教育委員会	
(5)	名取 裕美	公募委員	

(1) 区会の代表者等 (2) 町議会議員 (3) 識見を有する者 (4) 関係団体の代表者等
(5) 公募委員 (6) その他町長が必要と認めた者

[その他]

※要綱第5条第2項に基づき、長野県からアドバイザーとして関係部署職員等の出席を求める。

※同規定に基づき、JR 東海等に対し、説明者の出席を求めることを予定している。

(1) 経過説明と現状の報告

① 生東地区の発生土置き場〔前回以降〕

<経過>

H30. 2/22	松川町リニア中央新幹線建設工事対策委員会〔第6回〕
2/26	〔町主催〕発生土置き場に係る生田3区打合せ会議（第2回） （役場／生田3区のリニア関係役員、区会役員）
3/26	〔町主催〕発生土置き場に係る生田3区打合せ会議（第3回） （役場／生田3区のリニア関係役員、区会役員）
4/18	〔JR主催〕リニア実験線発生土置き場視察 （山梨県／生田3区のリニア関係役員・区会役員、町同行）
5/12	〔JR主催〕生東区発生土置き場候補地・県道松川大鹿線改良検討状況説明会 （生東会館／生東区リニア対策特別委員会、県、町）
9/28	〔町主催〕発生土置き場に係る生田3区打合せ会議（第4回） （役場／生田3区のリニア関係役員、区会役員）
11/26	〔町主催〕発生土置き場に係る生田3区打合せ会議（第5回） （役場／生田3区のリニア関係役員、区会役員）
12/4	建設発生土の活用先の照会（3回目）〔県より〕

《発生土置き場に係る生田3区打合せ会議》

○開催目的

本対策委員会の専門委員会（設置要綱第6条）に位置付け、生田地区3区の相互理解の元に、3か所（丸ボッキ、本洞、つつじ山線）の発生土の受け入れと地域活性化に関わり、生田3区関係役員による会議を開催。

○開催時期

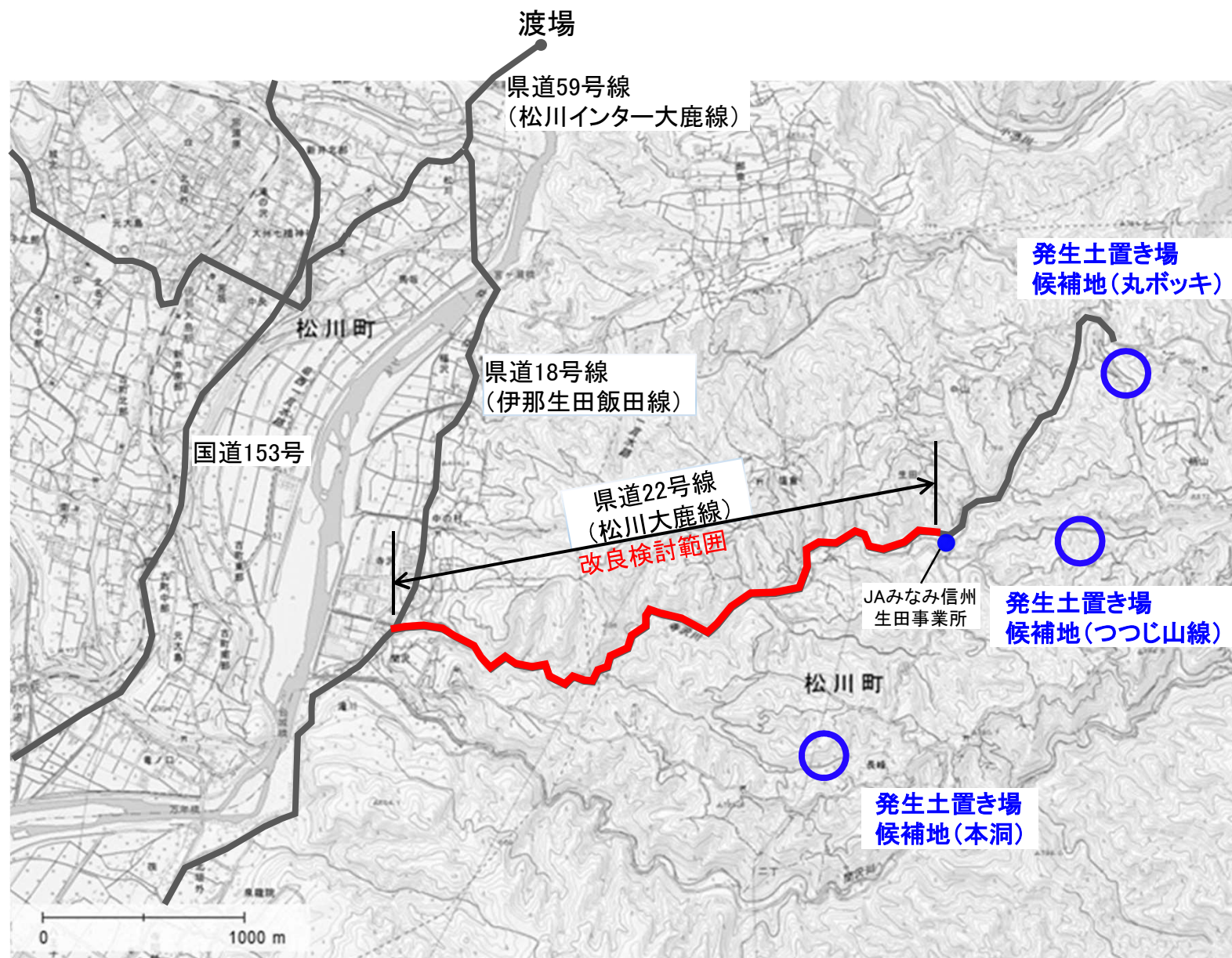
平成30年1月から11月まで（計5回開催）

◎最終合意事項

候補地3か所のうち2か所（本洞、つつじ山線）は不適とすることで合意。残る1か所（丸ボッキ）について、生田3区で新たに検討会議を立ち上げ、適否について検討を行うことで合意。

松川町内の発生土置き場候補地

第2回 資料
(一部加工)



② ガイドウェイヤード（松川インター企業団地）〔前回以降〕

<経過>

H30. 3 /12	〔町主催〕 地元(清北自治会)説明会（第1回） （清北自治会所／自治会員）
4 /～ 6 /	JR 東海、県リニア整備推進局及び南信州地域振興局農政課・商工観光課との協議
7 /10	〔町主催〕 地元(地権者・地元関係者)説明会（第4回） （上片桐改善センター／地権者・地元関係者）
7 /11	〔町主催〕 地元(清北自治会)説明会（第2回） （清北自治会所／自治会員）
7 /～ 9 /	JR 東海、県リニア整備推進局及び南信州地域振興局農政課との協議
10/12	〔町主催〕 地元(地権者・地元関係者)説明会（第5回） （上片桐改善センター／地権者・地元関係者）
10/26	〔町主催〕 地元(清北自治会)説明会（第3回） （清北自治会所／自治会員）
10/～11/	JR 東海、県リニア整備推進局及び南信州地域振興局農政課への報告と協議

○地元説明会の概要

《町からの説明》

- ・現地精査及び関係機関との協議を経て、当該用地が農地法上の第1種農地に区分される（借地では農振除外することができない）との結論から、当該用地の利用は断念する。
- ・ガイドウェイヤードとしての利用は断念するが、引き続き企業誘致を含めた有益な土地利用を検討する。
- ・企業団地に係る地域協議会の設置提案を行う。

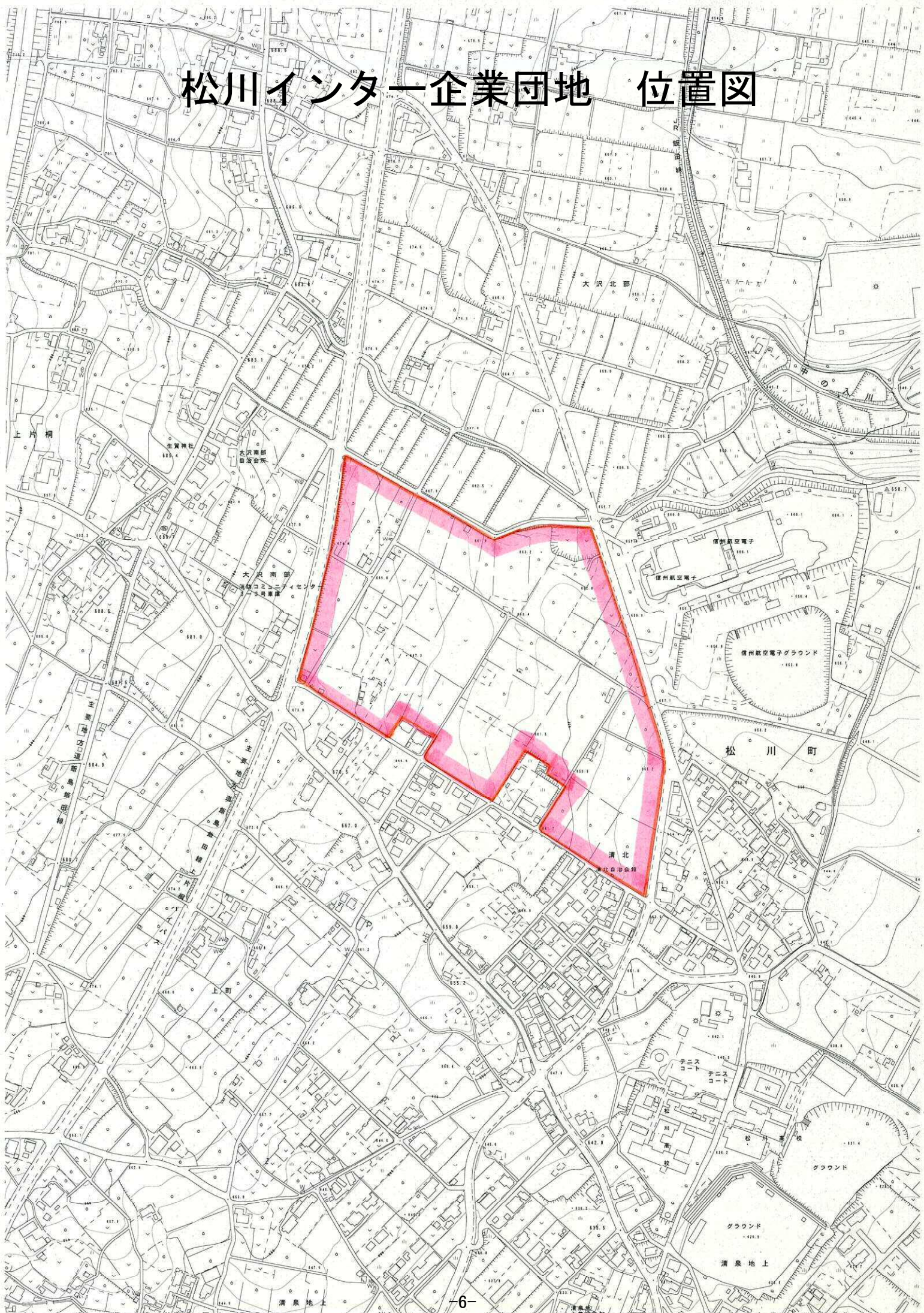
《地元からの意見》

- ・今頃になってガイドウェイヤードは断念すると言われても困る。
- ・町の推進方法が甘いのではないか。
- ・企業団地は継続して取り組んでもらいたい。
- ・地域協議会の設置は概ねの了解をいただく。

◎今後の取り組み

- ・引き続き企業誘致を推進するが、他の有益な土地利用の研究・検討も合わせて行う。
- ・地域協議会を設置して、地元関係者との情報交換を密に行う。

松川インター企業団地 位置図



松川インター企業等団地地域協議会設置規程

(目的)

第1条 松川インター企業団地として松川町が指定した用地について、定住対策及び地域経済の活性化に資する企業等の誘致の他、有益な土地利用について協議するため、松川インター企業等団地地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この規程において「企業等」とは、法人、個人及び公共的施設をいう。

(協議事項)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 企業等誘致案件に関する事項
- (2) 企業等団地予定地の調査、造成の設計及び施工に関する事項
- (3) 企業等団地予定地及び周辺の環境保全に関する事項
- (4) 前三号に掲げるもののほか必要な事項

(委員)

第4条 協議会は、委員15人以内で組織する。又、委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 企業等団地予定用地地権者の代表
 - (2) 企業等団地予定用地に近接する土地の所有者又は権利者の代表
 - (3) 清北自治会及び大澤南部自治会の代表
 - (4) 上片桐区会の代表
 - (5) 町議会の代表
 - (6) 農業委員会の代表
 - (7) その他協議会で必要と認めた者
- 2 委員の任期は、2年とする。
- 3 委員に欠員が生じた場合は、補欠委員を選任し、その任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 会長及び副会長の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、最初の会議は町長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会長は、会議において必要があると認めたときには、委員以外の者を会議に出席させ説明させ、又は意見を述べさせることができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、産業観光課が行う。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、その都度協議、会議に諮ったうえで、会長が定める。

附 則

この規程は、平成31年1月1日から施行する。

30 リ 事 号外
平成 30 年(2018 年)12 月 4 日

松川町長 様

飯田建設事務所
リニア整備推進事務所長

リニア中央新幹線整備に係る建設発生土の活用先について（依頼）

このことについて、平成 25 年 5 月 28 日付け 25 交リ号外、及び平成 25 年 10 月 22 日付け 25 リ号外で発生土の活用先の照会を行い、現在も引き続き行っているところですが、下記のとおり追加の情報について提供をお願いします。

なお、提供いただいた情報は、発生土置き場候補地として県から J R 東海へ提供しますが、情報提供をもって発生土置き場として確定するわけではないことを念のため申し添えます。

記

- 1 依頼内容 今後、公共事業での発生土の活用予定のある箇所、又は地元から埋立、盛土の要望のある箇所の情報をご提供ください。
- 2 報告方法 別紙（様式－1）に必要事項を記入のうえ、メール又は FAX でご送信下さい。
- 3 報告期限 期限は設けませんので、随時ご提供下さい。
- 4 提 出 先 リニア整備推進事務所 調整課
- 5 補足説明
 - （1） この調査結果により、発生土の受け入れが義務となることはありません。
 - （2） 公共事業関連箇所は、本置き後の事業主体・方針の決定が見込まれる箇所としてください。
 - （3） 民地の埋立は、地元の概ねの合意が得られている箇所（地元から要望のある箇所等）としてください。

リニア整備推進事務所 調整課
胡桃 敏成（課長） 忠地 幸博（担当）
電話 0265-53-8370(直通)
FAX 0265-53-8372
E-mail linear-jimu@pref.nagano.lg.jp

発生土活用候補地 一覧表

市町村（機関）名：

20xx年xx月xx日 情報提供

① 公共事業 での利用	② 事業名 又は用途	③ 箇所名 （大字など）	④ 本置場 仮置場	⑤ 想定面積 （㎡）	⑥ 想定土量 （㎡ ³ ）	⑦ 土砂受入 時期	⑧ 土地の所有者	⑨ 現在の土地 利用状況	⑩ 土地に係る規制等	公開可能 部分	備考
○or ×	【記載例】 道路改良 河川改修 圃場整備 工業団地 土地区画整理 民地盛土・・・etc.	【記載例】 〇〇町△△地先	【記載例】 本置場 仮置場（H37迄）	【記載例】 45,000 （概ねで結 構です）	【記載例】 300,000 （概ねで結 構です）	【記載 例】 H32～H38	【記載例】 民有地 公有地 （林野庁、〇〇町・・・etc.） H35用地取得予定（〇〇事業）	【記載例】 農地（田、畑） 雑種地 資材置場 山林、沢、宅 地、工場・・・ etc.	【記載例】 埋蔵文化財包蔵地 保安林 砂防指定地 急傾斜地崩壊危険区域 地すべり防止区域 河川保全区域 自然公園法 都市計画法 農業振興地域 ... etc.	【記載例】 ①③④⑨	【記載例】 地元区からの要望 共有地あり（生産森 林組合、財産区・・・ etc.）

○松川町リニア中央新幹線建設工事対策委員会設置要綱

平成27年12月8日
告示第112号

(設置)

第1条 リニア中央新幹線建設工事計画に対し、情報を共有し、課題や対策等を検討するため「松川町リニア中央新幹線建設工事対策委員会(以下、委員会という。)」を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、町長に対し報告等を行う。

- (1) リニア中央新幹線建設工事に係る情報の共有に関する事項
- (2) リニア中央新幹線建設工事に係る課題や対策に関する事項
- (3) その他検討が必要と認められる事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、委員30名以内の委員で構成する。

- (1) 区会代表
 - (2) 町議会議員
 - (3) 識見を有する者
 - (4) 行政関係機関及び関係団体代表
 - (5) 公募委員
 - (6) その他町長が必要と認めた者
- 2 委員会に、委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選により決定する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることを妨げない。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集し、議長となる。ただし、最初の会議は町長が招集する。

- 2 委員長は、会議において必要があると認めたときには、委員以外の者を会議に出席させ説明又は意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第6条 町長は、委員会とは別に個別に検討を要すると認めるとき、委員会の会議に諮って、専門委員会を設置することができる。

- 2 専門委員会は、町長及び委員会が必要と認める事項に関して、検討をし、報告等を行う。
- 3 専門委員会の委員は、町長が必要と認めた者を委嘱し、組織する。

(庁内幹事会)

第7条 町長は、リニア中央新幹線建設工事計画に対し、情報を共有し、課題や対策等を検討するため、庁内幹事会を設置するものとする。

- 2 庁内幹事会は、町長及び委員会が必要と認める事項に関して調査検討をし、報告等を行う。
- 3 庁内幹事会は、松川町職員のうちから町長が任命した者とし、委員長は副町長が、副委員長はまちづくり政策課長がこれにあたるものとする。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、松川町役場まちづくり政策課内に置く。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。